2

都道府県立病院病床数は、前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査による当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院の病床（同日現在において休診している病院の病床及び地方公営企業決算状況調査による病床利用率（「地方公営企業決算状況調査表（病院事業）」の「27経営状況に関する調」の「1　年延入院患者数」の表側「計」欄の数を同表「2　年延病床数」の表側「計」欄の数で除して得た数を用いるものであること）が前年度前三年度継続して零である病床（感染症病床を除く。）を除き、「地方公営企業の繰出金等について（平成二十三年八月十日付け総財公第九十八号、総財準第十三号、総財営第十三号）」の「繰出金等について」（以下「繰出通知」という。）により報告された前年の三月三十一日現在における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第三項に規定する当該都道府県が設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下「都道府県立の公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営する病院の病床数を含む。）の減少病床数を加算した数に病床数の算定に関する省令（平成二十二年総務省令第七十一号）第三条の規定により算定した数（以下「病床数」という。）を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に、前年度に許可された病床数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数を合算した数（以下「上水道一般会計出資債元利償還金密度」という。）並びに平成十一年度に許可された上水道一般会計出資債の額に八八を、平成十二年度に許可された上水道一般会計出資債の額に八〇を、平成十三年度に許可された上水道一般会計出資債の額に七五を、平成十四年度に許可された上水道一般会計出資債の額に七〇を、平成十五年度に許可された上水道一般会計出資債の額に六五を、平成十六年度に許可された上水道一般会計出資債の額に六〇を、平成十七年度に許可された上水道一般会計出資債の額に五五を、平成十八年度に許可された上水道一般会計出資債の額に五〇を、平成十九年度に許可された上水道一般会計出資債の額に四五を、平成二十年度に許可された上水道一般会計出資債の額に四〇を、平成二十一年度に許可された上水道一般会計出資債の額に三五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に、前年度に許可された上水道一般会計出資債の額に三〇を、平成二十二年度に許可された上水道一般会計出資債の額に二五を、平成二十三年度に許可された上水道一般会計出資債の額に二〇を、平成二十四年度に許可された上水道一般会計出資債の額に一五を、平成二十五年度に許可された上水道一般会計出資債の額に一〇を、平成二十六年度に許可された上水道一般会計出資債の額に五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道元利償還金密度」という。）、救急告示病院等密度（救急告示病院数に一七・八五を乗じて得た数及び救急告示病院数に一一・九〇を乗じて得た数を合算した数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「救急告示病院等密度」という。）、上水道水源開発元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・一を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道水源開発元利償還金密度」という。）、上水道広域一般会計出資債元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・〇三五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道広域一般会計出資債元利償還金密度」という。）、上水道一般会計出資債元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・〇を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道一般会計出資債元利償還金密度」という。）並びに平成十一年度に許可された上水道一般会計出資債の額に九五を、平成十二年度に許可された上水道一般会計出資債の額に九〇を、平成十三年度に許可された上水道一般会計出資債の額に八五を、平成十四年度に許可された上水道一般会計出資債の額に八〇を、平成十五年度に許可された上水道一般会計出資債の額に七五を、平成十六年度に許可された上水道一般会計出資債の額に七〇を、平成十七年度に許可された上水道一般会計出資債の額に六五を、平成十八年度に許可された上水道一般会計出資債の額に六〇を、平成十九年度に許可された上水道一般会計出資債の額に五五を、平成二十年度に許可された上水道一般会計出資債の額に五〇を、平成二十一年度に許可された上水道一般会計出資債の額に四五を、平成二十二年度に許可された上水道一般会計出資債の額に四〇を、平成二十三年度に許可された上水道一般会計出資債の額に三五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道一般会計出資債元利償還金密度」という。）、上水道一般会計出資債元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・〇三五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道一般会計出資債元利償還金密度」という。）、上水道一般会計出資債元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・〇を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道一般会計出資債元利償還金密度」という。）並びに平成十一年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・八八を、平成十二年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・八〇を、平成十三年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・七五を、平成十四年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・七〇を、平成十五年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・六五を、平成十六年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・六〇を、平成十七年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・五五を、平成十八年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・五〇を、平成十九年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・四五を、平成二十年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・四〇を、平成二十一年度に許可された上水道一般会計出資債の額に〇・三五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道一般会計出資債元利償還金密度」という。）、救急告示病院等密度（救急告示病院数に一七・八五を乗じて得た数及び救急告示病院数に一一・九〇を乗じて得た数を合算した数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「救急告示病院等密度」という。）、上水道水源開発元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・一を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道水源開発元利償還金密度」という。）、上水道広域一般会計出資債元利償還金密度（上水道一般会計出資債の額に一〇・〇三五を乗じて得た数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を「上水道広域